

○鎌倉市交通計画検討委員会条例

平成24年2月24日

条例第33号

改正 平成27年3月25日条例45

鎌倉市交通計画検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の交通政策を効果的に推進するため、交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行う鎌倉市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 市内の商工業又は交通に関係を有する事業者が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員会)

第4条 委員会において、特別の事項を調査及び検討するために必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）は、第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、前条第3項の規定を準用する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査及び検討が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月25日条例45）

この条例は、公布の日から施行する。

鎌倉市交通計画検討委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市交通計画検討委員会条例（平成24年2月条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鎌倉市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(準用)

第5条の2 前4条の規定は、条例第4条第1項の規定により置かれる特別委員会について準用する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第3条から第5条までの規定は、専門部会について準用する。

(幹事)

第7条 委員会に幹事15人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月30日規則48)

この規則は、公布の日から施行する。